



発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 編集兼印刷 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	建設局公園部管理課	1
規則	神戸市立地域交流センター条例施行規則	地域協働局地域活性課	5
告示	土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	8
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託	環境局事業系廃棄物対策課	9
告示	港湾施設の供用開始、規模の変更及び廃止	港湾局経営課	10
告示	道路法による供用開始(市道 港島33号線)	建設局道路管理課	11
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 港島72号線他)	建設局道路管理課	12
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 港島76号線他)	建設局道路管理課	13
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	14
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	17
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(寺谷自治会ほか)	地域協働局地域活性課	19
公告	開発行為に関する工事の完了(西区玉津町ほか)	都市局都市計画課	22
訂正	令和7年5月23日付神戸市告示第140号中	福祉局国保年金医療課	23
訂正	令和7年5月23日付神戸市告示第141号中	福祉局国保年金医療課	24

神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 4 号

神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年 3 月規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
（有料公園及び有料公園施設の供用日及び供用時間）				（有料公園及び有料公園施設の供用日及び供用時間）			
第 5 条 有料公園及び有料公園施設（附属設備を除く。）の供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。				第 5 条 有料公園及び有料公園施設（附属設備を除く。）の供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。			
(1) [略]				(1) [略]			
(2) 有料公園施設				(2) 有料公園施設			
都市公園名	有料公園施設	供用日	供用時間	都市公園名	有料公園施設	供用日	供用時間
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
王子公園		1 月 4 日から 12 月 28 日まで	午前 9 時から午後 5 時まで	王子公園	陸上競技場	1 月 4 日から 12 月 28 日まで	午前 9 時から午後 5 時まで
	陸上補				陸上補		

	助 競 技 場		
	バレー ボール コート		
	相撲場		
	動物園	1 月 2 日 から 12 月 28 日 ま で。 た だ し、水曜 日は、休 業日とす る。	ア 1 月、 2 月、11 月 及び 12 月 午前 9 時 から午後 4 時 30 分ま で イ 3 月か ら 10 月まで 午前 9 時 から午後 5 時まで
	動物園 ホール	1 月 2 日 から 12 月 28 日 ま で。 た だ し、水曜 日は、休 業日とす る。	午前 9 時 から午後 9 時まで
	駐車場	1 月 2 日 から 12 月 28 日 ま で。 た だ し、水曜 日は、休 業日とす る。	午前 9 時 から午後 5 時まで
	[略]	[略]	[略]

	助 競 技 場		
	バレー ボール コート		
	相撲場		
	プール	6 月 15 日 から 9 月 15 日まで	午前 9 時 から午後 5 時まで
	動物園	1 月 2 日 から 12 月 28 日 ま で。 た だ し、水曜 日は、休 業日とす る。	ア 1 月、 2 月、11 月 及び 12 月 午前 9 時 から午後 4 時 30 分ま で イ 3 月か ら 10 月まで 午前 9 時 から午後 5 時まで
	動物園 ホール	1 月 2 日 から 12 月 28 日 ま で。 た だ し、水曜 日は、休 業日とす る。	午前 9 時 から午後 9 時まで
	駐車場	1 月 2 日 から 12 月 28 日 ま で。 た だ し、水曜 日は、休 業日とす る。	午前 9 時 から午後 5 時まで
	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

2～4 [略]

(有料公園又は有料公園施設の利用券及び優待券)

第6条 有料公園又は有料公園施設の利用券及び優待券は、次のとおりとする。

券の種類	使用する有料公園の名称等 又は有料公園施設の種類
利用券	布引公園 相楽園 森林植物園 離宮公園 野球場及びその附属設備 住吉浜公園少年野球場 しあわせの森陸上競技場 神戸総合運動公園陸上補助競技場 瀬戸公園球技場 しあわせの森球技場 北神戸田園スポーツ公園球技場 海浜公園球技場 垂水健康公園球技場 第2球技場 第3球技場 遠矢浜公園少年球技場 テニスコート及びその附属設備 アーチェリー場 プール 体育館 神戸総合運動公園補助体育館 トレーニング室 温泉 動物園 駐車場 集会室 料理室 工芸室 宿泊室 キャンプ場 オートキャンプ場 デイキャンプ場
回数利用券	布引公園 しあわせの森陸上競技場 神戸総合運動公園陸上補助競技場 アーチェリー場 プール 温泉 トレーニング室

備考 [略]

2～4 [略]

(有料公園又は有料公園施設の利用券及び優待券)

第6条 有料公園又は有料公園施設の利用券及び優待券は、次のとおりとする。

券の種類	使用する有料公園の名称等 又は有料公園施設の種類
利用券	布引公園 相楽園 森林植物園 離宮公園 野球場及びその附属設備 住吉浜公園少年野球場 <u>王子公園陸上競技場</u> しあわせの森陸上競技場 神戸総合運動公園陸上補助競技場 瀬戸公園球技場 しあわせの森球技場 北神戸田園スポーツ公園球技場 海浜公園球技場 垂水健康公園球技場 第2球技場 第3球技場 遠矢浜公園少年球技場 テニスコート及びその附属設備 アーチェリー場 プール 体育館 神戸総合運動公園補助体育館 トレーニング室 温泉 動物園 駐車場 集会室 料理室 工芸室 宿泊室 キャンプ場 オートキャンプ場 デイキャンプ場
回数利用券	布引公園 <u>王子公園陸上競技場</u> しあわせの森陸上競技場 神戸総合運動公園陸上補助競技場 アーチェリー場 プール 温泉 トレ

			ーニング室
[略]	[略]	[略]	[略]
特別利用券	動物園	特別利用券	王子公園プール 動物園
優待券	布引公園 相楽園 森林植物園 離宮公園 動物園	優待券	布引公園 相楽園 森林植物園 離宮公園 動物園 王子公園プール

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項第2号の表及び第6条の表のうち、陸上競技場に係る改正規定は令和7年9月1日から施行する。

神戸市立地域交流センター条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 17 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 5 号

神戸市立地域交流センター条例施行規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸市立地域交流センター条例（令和 7 年 3 月条例第 22 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対価の収受等に係る申告)

第 2 条 条例第 8 条の規定による申告は、次に掲げる事項を申告して行わなければならない。

- (1) 催物その他の施設の使用により行おうとする事業の内容
- (2) 入場料、受講料その他の対価を収受する場合における当該金額
- (3) 入場券、受講券その他の施設の利用に必要な券類を発行する場合における当該発行枚数
- (4) 飲食の有無及びその内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、条例第 5 条第 1 項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）が同条第 1 項及び第 2 項の許可をするに当たり特に申告の必要があると認める事項

(対価の収受)

第 3 条 条例第 8 条に規定する入場料、受講料その他の対価は、1 人当たり月 5,000 円を超えることができない。

(利用料金の免除)

第 4 条 条例第 11 条第 5 項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 市その他官公署又は公共的団体が主催又は共催し、条例第 1 条の目的の達成のために行う事業として市長が認める場合
- (2) 市内で活動するものが行う条例に定める地域活動（定例的に実施されるものに限る。）であって、特に公益性又は公共性があるものとして市長が認

める場合

(利用可能時間)

第5条 センターの利用可能時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、午後4時から午後9時までの間にあっては、条例第5条第1項又は第2項の許可を受けた者がその時間内において利用する活動に限る。

2 指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得た上で、前項の規定にかかわらず、利用可能時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月4日までの日

(3) 8月13日から8月16日までの日

(4) 市長の承認を得た上で指定管理者が定める日（土曜日、日曜日を除く。）

(5) 前4号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理運営上特に必要があると認める日

2 指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項第1号から第4号までの規定にかかわらず、これらの日に開館し、利用させることができる。

(施行細目の委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 附則第3項の規定 条例附則第3項の規定の施行の日

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前におい

ても行うことができる。

（ふれあいのまちづくり条例施行規則の廃止）

- 3 神戸市ふれあいのまちづくり条例施行規則（平成2年3月規則第94号）は、廃止する。

（指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務）

- 4 条例附則第6項に規定する指定管理者不在等期間における第2条第5号、第5条第2項並びに第6条第1項第4号及び第5号並びに同条第2項の適用については、第2条第5号中「条例第5条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第5条第2項並びに第6条第1項第4号及び第5号並びに同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

神戸市告示第 158 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 7 年 6 月 4 日

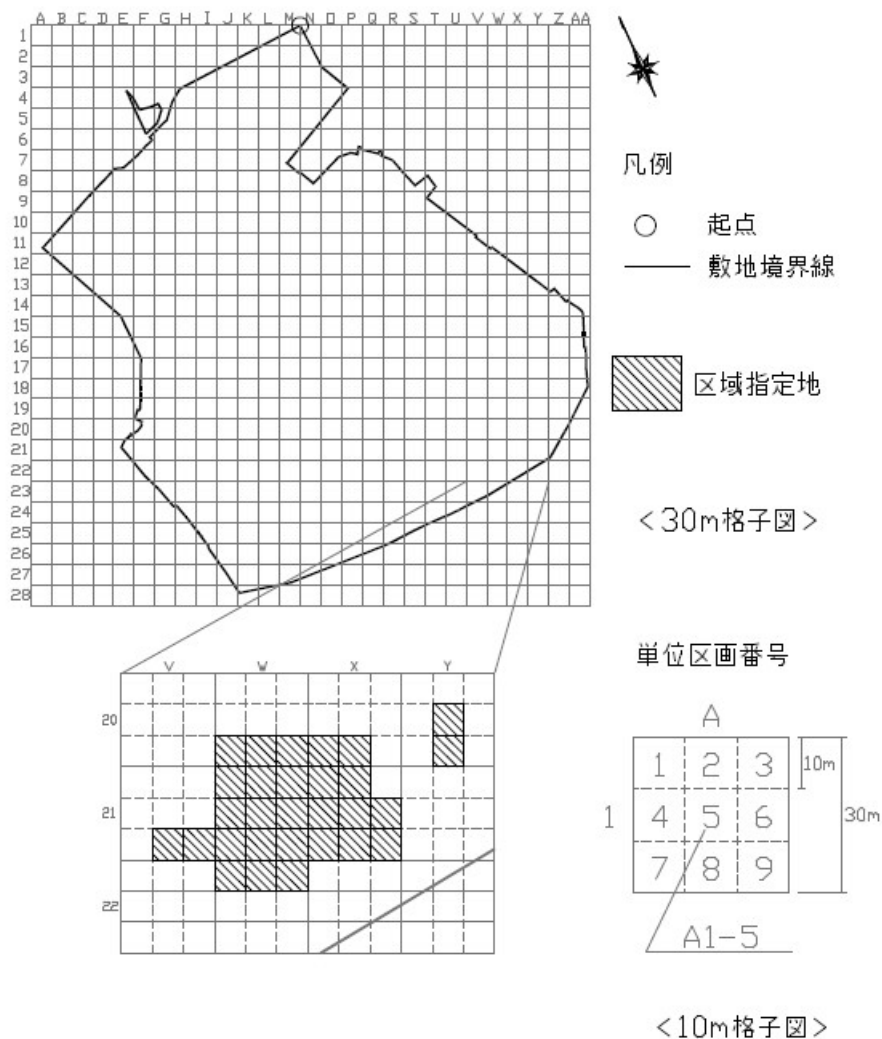
神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
中央区東川崎町 2 丁目 14 番の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図

< 起点 >
起点は、神戸市中央区東川崎町 2 丁目 14 番 1 の北端 (No.3126) 地点とする

< 格子の回転角度 >
24°12' 28"
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m または 30m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。



神戸市告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月17日

神戸市長 久 元 喜 造

1 委託先（指定公金事務取扱者の指定を受けた者）

名称	代表者職氏名	所在地
有限会社トータルオフィス スキタノ	代表取締役 北野 秀一	神戸市兵庫区三川口町2丁目3番7号

2 委託する公金事務の内容

神戸市事業系ごみの処分に係る手数料及び物品売払代金の収納事務

3 指定公金事務取扱者の指定年月日

令和7年5月27日

4 委託期間

令和7年5月27日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第168号

次の港湾施設は、令和7年6月17日から供用を開始する。

令和7年6月17日

神戸市長 久 元 喜 造

1 供用を開始する港湾施設

緑地

名称	位置	規模
新港第1突堤基部プロムナード	中央区新港町	1,280 m ²

護岸

名称	位置	規模
新港第1突堤護岸（東）	中央区新港町	312.09m

2 規模を変更する港湾施設

緑地

名 称	位 置	規 模	
		現 行	変 更 後
新港第1突堤緑地	中央区新港町	19,305.57 m ²	22,426.44 m ²

3 供用を廃止する港湾施設

名称	位置	規模
新港第1突堤岸壁（東）	中央区新港町	363m

神戸市告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次の道路について令和7年6月18日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年7月1日まで一般の縦覧に供する。

令和7年6月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間
市道	港島33号線	神戸市中央区港島南町2丁目2番2地先から 神戸市中央区港島南町3丁目5番5地先まで

神戸市告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和7年6月18日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年7月1日まで一般の縦覧に供する。

令和7年6月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	港島72号線	神戸市中央区港島南町4丁目7番9地先から 神戸市中央区港島南町4丁目2番6地先まで	267.90	8.70
	港島73号線	神戸市中央区港島南町4丁目7番8地先から 神戸市中央区港島南町4丁目7番10地先まで	69.90	8.70
	港島74号線	神戸市中央区港島南町4丁目6番10地先から 神戸市中央区港島南町4丁目6番5地先まで	185.20	8.70
	港島75号線	神戸市中央区港島南町3丁目3番4地先から 神戸市中央区港島南町3丁目3番17地先まで	312.60	最大8.80 最小8.60

神戸市告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和7年6月18日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年7月1日まで一般の縦覧に供する。

令和7年6月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	港島76号線	神戸市中央区港島南町3丁目6番7地先から 神戸市中央区港島南町3丁目5番3地先まで	188.00	最大 8.70 最小 8.60
	港島77号線	神戸市中央区港島南町3丁目3番2地先から 神戸市中央区港島南町3丁目3番18地先まで	61.90	5.90

神戸市告示第172号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月17日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和7年6月17日 神戸市公報第3915号

別表

自転車等の保管 及び返還の場所	自転車等が置かれ、又 は放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 3 台	令和7年5月8日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 5 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	岡本駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	深江駅周辺	自転車 4 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 1 台	令和7年5月9日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	灘駅周辺	自転車 3 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摩耶駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	王子公園駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 27 台	令和7年5月14日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	六甲駅周辺	自転車 3 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	深江駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	青木駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	魚崎駅周辺	自転車 1 台	令和7年5月14日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 5 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 3 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	岡本駅周辺	自転車 4 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	六甲道駅周辺	自転車 8 台	令和7年5月15日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	六甲駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2 台		
	阪神御影駅周辺	自転車 5 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	阪急御影駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	灘駅周辺	自転車 1 台	令和7年5月20日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 1 台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	深江駅周辺	自転車	4 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	青木駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車	1 台	令和7年5月21日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	灘駅周辺	自転車	3 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	摩耶駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	王子公園駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	六甲道駅周辺	自転車	14 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2 台	
	六甲駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	20 台	令和7年5月26日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1 台	
	J R住吉駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	3 台	
	岡本駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	甲南山手駅周辺	自転車	0 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	25 台	令和7年5月27日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1 台	
	阪神御影駅周辺	自転車	11 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	灘駅周辺	自転車	5 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	

神戸市告示第 173号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 17 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、
平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問 い 合 わ せ 先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和 7 年 5 月 8 日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 3 台	令和 7 年 5 月 20 日	
	西神南駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和 7 年 5 月 20 日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 15 台	令和 7 年 5 月 27 日	
		原付 1 台	令和 7 年 5 月 27 日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和 7 年 5 月 13 日	

神戸市告示第174号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、寺谷自治会、布施畑自治会、東二郎上自治会、大道星自治会、桜森町自治会、青葉台自治会、朝谷町自治会、千寿が丘自治会、日下部城南自治会、中地区自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月17日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	寺谷自治会	布施畑自治会	東二郎上自治会
主たる事務所	神戸市西区櫛谷町寺谷 1696番地の1	神戸市西区伊川谷町布施 畑596番地	神戸市北区有野町二郎 字成尾421番地の1
代表者の氏名	藤本 靖之	前野 哲也	番匠 晴彦
代表者の住所	神戸市西区櫛谷町寺谷 827番地の2	神戸市西区伊川谷町布施 畑644番地	神戸市北区有野町二郎 409番地

名称	大道星自治会	桜森町自治会	青葉台自治会
主たる事務所	神戸市西区岩岡町岩岡 475番地の2	神戸市北区桜森町18番地 の12	神戸市北区青葉台16番 9号
代表者の氏名	秋田 貴史	長尾 哲也	原 舞
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡 477番地	神戸市北区桜森町16番地 の9	神戸市北区青葉台16番 9号

名称	朝谷町自治会	千寿が丘自治会	日下部城南自治会
主たる事務所	神戸市垂水区朝谷町22番 地の9	神戸市北区鈴蘭台南町2 丁目13番31号	神戸市北区道場町日下 部1569番地
代表者の氏名	西山 理恵子	井上 智晴	池内 義昭
代表者の住所	神戸市垂水区朝谷町316 番地の24	神戸市北区鈴蘭台南町2 丁目13番31号	神戸市北区道場町日下 部1657番地

名称	中地区自治会
主たる事務所	神戸市北区八多町中1177 番地
代表者の氏名	中川 千鶴
代表者の住所	神戸市北区八多町中461 番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 寺谷自治会

令和5年2月23日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	高尾 茂樹	藤本 孝二
代表者の住所	神戸市西区櫛谷町寺谷809番地の8の2	神戸市西区櫛谷町寺谷837番地

令和7年2月19日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤本 孝二	藤本 靖之
代表者の住所	神戸市西区櫛谷町寺谷837番地	神戸市西区櫛谷町寺谷827番地の2

(2) 布施畑自治会

令和7年1月19日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	西野 正芳	前野 哲也
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町布施畑590番地1	神戸市西区伊川谷町布施畑644番地

(3) 東二郎上自治会

令和7年3月23日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	高瀬 和弘	番匠 晴彦
代表者の住所	神戸市北区有野町二郎387番地の2	神戸市北区有野町二郎409番地

(4) 大道星自治会

令和7年3月23日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	秋田 和彦	秋田 貴史
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡469番地2	神戸市西区岩岡町岩岡477番地

(5) 桜森町自治会

令和7年4月6日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	小巻 遼	長尾 哲也
代表者の住所	神戸市北区桜森町14番地の17	神戸市北区桜森町16番地の9

(6) 青葉台自治会

令和7年4月6日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区青葉台9番2号	神戸市北区青葉台16番9号
代表者の氏名	松木 武志	原 舞
代表者の住所	神戸市北区青葉台9番2号	神戸市北区青葉台16番9号

(7) 朝谷町自治会

令和7年4月13日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	相原 恵理	西山 理恵子
代表者の住所	神戸市垂水区朝谷町6番地の12	神戸市垂水区朝谷町316番地の24

(8) 千寿が丘自治会

令和7年4月19日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区鈴蘭台南町2丁目4番3号	神戸市北区鈴蘭台南町2丁目13番31号
代表者の氏名	中垣 秀行	井上 智晴
代表者の住所	神戸市北区鈴蘭台南町2丁目4番3号	神戸市北区鈴蘭台南町2丁目13番31号

(9) 日下部城南自治会

令和7年4月26日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	三方 崇史	池内 義昭
代表者の住所	神戸市北区道場町日下部1427番地	神戸市北区道場町日下部1657番地

(10) 中地区自治会

令和7年4月29日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	池内 悟	中川 千鶴
代表者の住所	神戸市北区八多町中1395番地	神戸市北区八多町中461番地

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年6月17日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区玉津町新方字大東97番1、97番3、97番4、97番5、97番6、97番7、97番8、97番9、97番10、97番11、97番12、97番13、97番14、97番15、97番16、97番17、97番18、97番19、97番20、97番21、97番22、97番23、97番24、97番25、97番26、97番27、97番28、97番29、97番30、97番31、97番32、97番33、97番34、97番35、97番36、97番37、97番38、97番39、97番40、97番41、99番1、99番2、99番3、99番4、99番5、99番6、99番7、99番8、99番9、99番10、99番11、99番12、99番13、99番14、569番1、569番2、569番3、569番4、569番5、569番6、14番92の一部、14番93の一部、14番94の一部、97番13地先無番地市有水路の一部、97番14地先無番地市有水路の一部、97番15地先無番地市有水路の一部、97番16地先無番地市有水路の一部、97番17地先無番地市有水路の一部、97番1地先無番地既存道路の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県加古郡播磨町南大中2丁目2番10号

播磨開発株式会社

代表取締役 堀井 嘉貴

許可番号

令和5年8月10日 第8138号

（変更許可 令和7年1月22日 第2192号）

（変更許可 令和7年5月8日 第2215号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区北五葉4丁目11番2の一部の内2工区

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区淡路町3丁目5番13号

株式会社創建

代表取締役 吉村 孝文

許可番号

令和6年7月29日 第8195号

（変更許可 令和7年2月19日 第2199号）

令和7年5月23日付け神戸市告示第140号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和7年6月17日

誤 令和7年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号。以下「条例」という。）第15条の10第1項及び同条第2項において準用する条例第15条第2項の規定により後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、条例第15条10第2項において準用する条例第15条第3項の規定により告示する。

正 令和7年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）第15条の10第1項及び第2項の規定により後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年5月23日付け神戸市告示第141号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和7年6月17日

誤 令和7年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号。以下「条例」という。）第15条の19第1項及び同条第2項において準用する条例第15条第2項の規定により介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、条例第15条の19第2項において準用する条例第15条第3項の規定により告示する。

正 令和7年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）第15条の19第1項及び第2項の規定により介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、同条第3項の規定により告示する。